

官報

号外 昭和二十三年五月二十七日

○第二回参議院會議錄第四十号

昭和二十三年五月二十六日(水曜日)午前
十時二十一分開議

議事日程第三十八号

昭和二十三年五月二十六日

午前十時開議

第一 引揚同胞対策に関する決議案

(中平常太郎君外二十二名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る二十日委員長から左の報告書を出した。

商業委員会請願審査報告書第一号

商業委員会請願特別報告第一号

商業委員会陳情審査報告書第一号

商業委員会陳情特別報告第一号

去る二十一日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

戸籍手数料の額を定める法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件

同日衆議院において採択することを議決した左の請願及び陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

在外同胞引揚促進に関する請願

樺太引揚齒科医師の内地開業許可に関する請願(三件)

滿州引揚開拓民の入植に関する請願(二件)

在外同胞引揚促進に関する陳情(二件)

昭和二十三年四月以降の外地引揚者受入対策に関する陳情

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員大山安君提出道路及び橋梁の水害の明細に関する質問に対する答弁書

去る二十二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

出案を農林委員会に付託した。

農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

風俗営業取締法案

同日第十七回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第七百十八号 消防團用資材配給に關する請願書

第七百二十号 警察制度經費國庫負担に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十八号 助産医業に対する事業税賦課反對に關する請願書

第七百二十九号 新井、川奈間道路改修に關する請願書

司法委員会

第七百十一号 札幌高等裁判所釧路支部設置に關する請願書

文教委員会

第七百十二号 釧路教育大学設立に關する請願書

第七百二十六号 学校敷地の買収に關する請願書

第七百二十七号 六・三教育制度經費全額國庫負担に關する請願書

第七百三十三号 新制中学校舍建設費國庫補助に關する請願書

第七百三十八号 國立山口そら合大学設立に關する請願書

第七百三十九号 國立岡山そら合大学農学部設置に關する請願書

厚生委員会

第七百十七号 國民健康保險事業費國庫補助に關する請願書

第七百三十号 兒童福祉事業に關する請願書

第七百三十五号 医療類似行為者のあん摩、はり、きゅう施術禁止に關する請願書

第七百三十六号 兒童福祉事業予算増額に關する請願書

農林委員会

第七百四号 吳市外六箇町村の干拓事業費全額國庫補助に關する請願書

第七百五号 開拓及び耕地事業費等の國庫補助に關する請願書

第七百六号 山縣郡外十一箇郡内の水害耕地復旧費全額國庫補助に關する請願書

第七百十号 農村工業の振興に關する請願書

第七百十九号 報償物資配給の円滑化に關する請願書

第七百二十一号 主食供出の適正に關する請願書

第七百三十四号 農協協同組合連合会設立促進に關する請願書

第七百三十七号 十三湖干拓事業に關する請願書

第七百四十号 八高井えん改修工事費國庫補助に關する請願書

運糧及び交通委員會

第七百十三号 長崎市を自由港市とすることに關する請願書

第七百十四号 河守、宮津兩駅間鐵道線敷設に關する請願書

第七百三十五号 東京、鹿児島兩駅間直通急行列車運轉等に關する請願書

通信委員會

第七百三十一号 簡易生命保險及び郵便年金積立金の運用再開に關する請願書

財政及び金融委員會

第七百九号 廣島市内の旧軍用地拂下げに關する請願書

第七百二十二号 煙草賠償價格引上げに關する請願書

決算委員會

第七百二十三号 公吏に國家公務員法を適用することに關する請願書

第七百三十二号 建設院を建設省に昇格することに關する請願書

同日第七回文書表記載の陳情書を左の委員會に付託した。

治安及び地方制度委員會

第七百四十号 地方財政確立に關する陳情書

第七百五十二号 義務教育費及び警察費の全額國庫負担に關する陳情書

國土計画委員會

第七百四十九号 下松港修築に關する陳情書

第七百五十四号 新宇佐町の震災復旧土木用資材割當に關する陳情書

第七百五十五号 戦災復興都市計画事業費増額に關する陳情書

文教委員會

第七百五十一号 國立長崎そり合大學設立に關する陳情書

文化委員會

第七百四十三号 松本城の修理実施に關する陳情書

第七百四十五号 奈良縣の國宝保存に關する陳情書

厚生委員會

第七百五十八号 遺家族の救済対策に關する陳情書

農林委員會

第七百五十三号 鹿児島種畜牧場存置に關する陳情書

第七百五十七号 長崎縣の賠償撤去対象工場存置に關する陳情書

運糧及び交通委員會

第七百四十四号 福島、米沢兩駅間電化促進に關する陳情書

第七百四十八号 逗子「海の家」拂下げに關する陳情書

通信委員會

第七百四十一号 簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する陳情書(十四件)

第七百四十七号 新宇佐特定郵便局の普通局昇格に關する陳情書

財政及び金融委員會

第七百三十八号 接收旅館に對し法律第七十一号適用の除外に關する陳情書

第七百四十二号 賣上税反對に關する陳情書(二件)

第七百四十六号 戦時公債利拂停止反對に關する陳情書

第七百五十六号 酒、煙草消費税及び入場税を都道府縣税として新設することに關する陳情書

決算委員會

第三百五十号 中央山先機關の整理統合に關する陳情書

在外同胞引揚問題に關する特別委員會

第三百三十九号 在外同胞引揚促進に關する陳情書

一昨二十四日內閣から予備審査のため左の議案が送付された。

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員會に付託した。

風俗營業取締法案

治安及び地方制度委員會に付託食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員會に付託同日議員から左の質問主意書を提出した。

答弁書及び請願に關する報告等についで質問主意書(北條秀一君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

税務署現狀打開に關する質問主意書(小川友三君提出)

同日內閣から財政法第四十六條第二項の規定によつて、昭和二十二年第三、四半期中における予算使用の状況に關する報告書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案可決報告書

國土計画委員會陳情審査報告書第一号

國土計画委員會陳情特別報告書第一号

昨二十五日議員から左の議案を提出した。

青年補導法案(鬼丸義壽君提案)

同日內閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農藥取締法案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を司法委員會に付託した。

青年補導法案(鬼丸義壽君提案)

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を農林委員會に付託した。

農藥取締法案

○議長(松平恒雄君) これより今日の會議を開きます。この際お話しいたします。椎井康雄君より十六日間、川上嘉君、西園寺公一君より、十九日間、病氣のためそれぞれ請假の申出がございました。いずれも許可をいたして御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 向達山内市君より外務委員を、奥主一郎君より司法委員を、川上嘉君より財政及び金融委員を、大島定吉君より予算委員を、おの理由を附して辞任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として大野木秀次郎君を外務委員に、達山内市君を司法委員に、栗山良夫君を財政及び金融委員に、油井賢太郎君を予算委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、引揚同胞対策に関する決議案(中平常太郎君外二十二名発議)、(委員会審査省略要求事件)。本件は発議者中平常太郎君外二十二名の要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議はございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の發言を許します。中平常太郎君。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の發言を許します。中平常太郎君。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の發言を許します。中平常太郎君。

引揚同胞対策に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十三年五月十九日

発議者

中平常太郎 山田 節男
竹中 七郎 北條 秀一
星野 芳樹 太田 敏兄
河崎 ナツ 加藤常太郎
草葉 隆園 小林 英三
安達 良助 木内キヤウ
井上なつえ 宇都宮 登
岡元 義人 柳見 義男
田村 文吉 藤野 繁雄
穂積眞六郎 矢野 西雄
細川 嘉六 千田 正
淺岡 信夫

参議院議長松平恒雄殿

引揚同胞対策に関する決議

数百万の海外同胞が本國に帰還し得たことは連合國當局の絶大なる同情によつたものであることを日本國民は深く感謝し、更に七十余万の海外残留同胞を本年結氷期までに是非とも帰還完了せしめられるよう連合國當局に懇請してやまないものである。

しかしこれら引揚同胞が速かに正常なる國民生活に復帰することには、國內の現状からして決して容易なことではない。彼等は家も土地も職業も失ひ、殊に多年海外にあつたために本國に人的關係少く従つて信用もまた薄いために、就職すること、企業を起すことも容易なことではない。これを本國にいた國民と同じように待遇したならば、それは非常に大きな差等がつけられる結果になることは明らかである。従つてこの差等を出る限り少くし、速かに彼等を自立更生せしめることは絶対に必要であり、又連合國の好意に副う所以である。

よつて参議院は引揚同胞更生のため次の如き対策を積極化すべきことを決意し、政府もまたこの決議に副い善処せられんことを要請してやまない。

一、引揚同胞対策を合理的に処理するために強力なる審議機關を設置すべきである。
二、今後の引揚者復員者に対しては帰還の日より一ヶ年間各種の税金を免除すべきである。

三、引揚者復員者の知識と技術を活かし且つ彼等の希望を達せしめるために、機会を均等にし門戸開放の政策をとる必要がある。これがため勤勞希望者には職業を、事業經營希望者には資金資材と企業権を、就業希望者には土地資金と、農具を、計画的に配当する措置を講ずると共に、これら引揚者復員者に対する社会保障の制度を設けるべきである。

四、引揚者の大部分は住宅を持たないから、これらに住宅を與うるために、余裕住宅並びに國有建物の解放等の処置を講ずべきである。少くとも二十万戸の住宅を緊急に建設する必要がある。

五、引揚者が海外において喪失した財産については、戰爭犠牲負担を公平化する原則に基き、國家は出来る限りの方途を講ずべきである。
六、遺家族、留守家族に対してはその実狀に即して、援護を積極的に行うべきである。

右決議する。

(中平常太郎君登壇、拍手)

○中平常太郎君 私はここに議員多数の発議によりまして、在外同胞帰還促進並びに定着後の厚生対策につきまして、決議案を上程いたします。つきまして、発議者を代表して、ここに提案の理由を申述べたいと存じます。先ず決議案を朗讀いたします。

引揚同胞対策に関する決議

数百万の海外同胞が本國に帰還し得たことは連合國當局の絶大なる同情によつたものであることを日本國民は深く感謝し、更に七十余万の海外残留同胞を本年結氷期までに是非とも帰還完了せしめられるよう連合國當局に懇請してやまないものである。

しかしこれら引揚同胞が速かに正常なる國民生活に復帰することには、國內の現状からして決して容易なことではない。彼等は家も土地も職業も失ひ、殊に多年海外にあつたために本國に人的關係少く従つて信用もまた薄いために、就職すること、企業を起すことも容易なことではない。これを本國にいた國民と同じように待遇したならば、それは非常に大きな差等がつけられる結果になることは明らかである。従つてこの差等を出る限り少くし、速かに彼等を自立更生せしめることは絶対に必要であり、又連合國の好意に副う所以である。

よつて参議院は引揚同胞更生のため次の如き対策を積極化すべきことを決意し、政府もまたこの決議に副い善処せられんことを要請してやまない。

一、引揚同胞対策を合理的に処理するために強力なる審議機關を設置すべきである。
二、今後の引揚者復員者に対しては帰還の日より一ヶ年間各種の税金を免除すべきである。

三、引揚者復員者の知識と技術を活かし且つ彼等の希望を達せしめるために、機会を均等にし門戸開放の政策をとる必要がある。これがため勤勞希望者には職業を、事業經營希望者には資金資材と企業権を、就業希望者には土地資金と農具を、計画的に配当する措置を講ずると共に、これら引揚者復員者に対する社会保障の制度を設けるべきである。

四、引揚者の大部分は住宅を持たないから、これらに住宅を與うるために余裕住宅並びに國有建物の

解放等の処置を講ずべきである。少くとも二十万戸の住宅を緊急に建設する必要がある。

五、引揚者が海外において喪失した財産については、戦争犠牲負担を公平化する原則に基き、國家は出来る限りの方途を講ずべきである。

六、遺家族、留守家族に対してはその実状に即して、援護を積極的に行うべきである。

これが決議案でございます。

終戦後ここに三年、國民の虚脱状態の中にも、連合軍の多大なる援助によりまして、今日までに既に六百万の多數の同胞は懐しの祖國に帰還いたしましたことにつきましては、私共國民は敗戦の苦悩の中にも誠に感謝に堪えない次第であります。ここにマツカーサー司令官始め、連合軍当局に対して深甚なる謝意を表するものでございまして、而して今尙七十余万の未帰還者があることは、當人の苦痛はもとより想像に絶するものがございますが、家郷にあつて一日千秋の思いで家の柱たる大切な人の帰ることを待つておられまする家庭におきましては、早く既に近所に誰彼となく沢山に帰つて来て、おの／＼各種の生産のいそしみ、苦惱を回復して一家團圓の樂しみに浸つておる中で、自分の夫は、自分の子は、未だに帰つて来ない。生死の程さへも判明しない。毎日北の空を眺めては焦

燥の念に驅られ、悲歎の余り自暴自棄に陥る者さへ来しつゝあるものでございます。幸いに漸く五月に入つて帰還が再開されましたが、五月に約四万一千程度の予定にしかかつておりません。現在の帰還数の状態では、或いは一部は又冬を越しはしないかという懸念があるであります。四回目の零下四十度、五十度のシベリアの寒空で、今尙軍服を膚せられて、家族との通信の自由も、私権の行使も、亦個々の能力も停止せられて、ただひとえに家郷の空を偲びつゝ、當もなき過激な労働に心身を消耗し、或いは又一部の同胞には遂に祖國を見ずして帰らぬ旅につく者があるかと思へば、我々國民は美にやる額ない、堪え難い断腸の思いがいたすのでございます。何とかして結末期までに全部の帰還を完了せしめたい。そのためには政府はあらゆる方法を盡して内外要路に対して今一層の強力なる方策と懇請とを重ねなければなりません。幸いに先に対日理事会においてシーボルト議長の表明されました一ヶ月の余裕があれば月十六万人は帰還可能な準備ができる、こういうことでありますから、何とかソ連との間に交渉ができるならば、その上に帰還者の数を増すことを政府並びに國會といたしましても、世界の各機關を通じてでも國民と共にお願いしなければならぬと思

へも特に参事院議員全議員の連名で懇請書を提出いたしましたような次第でございます。内地におきましても、各地で帰還促進大会が開催せられまして、全國大会も先日行われ、又各團體の代表者は連合軍最高司令部或いはソ連大使館又は議會方面へも請願せられ、又この議事堂へは多數の遺族家族が各地より参られて、血の出るような帰還促進の陳情をなされつゝあるものでございます。これを見ましても政府並びに國民を代表する議會の絕對的義務であり、又焦眉の急に迫つてゐるところの問題なのでございます。又今後の帰還者を加えまして、六百数十万になります。このうち元軍人應召者の大部分はそれ／＼帰還の定着地を持つておりますが、引揚者は永年彼の地にあつて生活の環境を作つておられた關係上、内地には縁故者も少く信用も薄く、又資金もありません。元來政府といたしましては、かかる多數の在外者に帰還の指令を發しました以上は、これら帰還せる同胞の定着援護の方策は、當然十分政府において大きな積極的な具體的政策を立てるために特別な閣議を開き、國民の輿論に應え大福の予算を計上すべきであります。未だにさうした様子はない。そこで本決議案にはその方策として、差当りその重要なものとして、第一番に民間人を加えた強力なる審議機關を設置し、引揚者の定着後の実態を科学的に

調査分類し、特別に資材資金の枠を作りにこれを指導し協力して、その機能が発揮せしめ、積極的に引揚者をして生産方面に直接せしめる方策を立てねばなりません。二には内地難民者に特典を與えたように、引揚者にも一ヶ年間は各種とも免税とすべきでありまして、難民者は土地の信用或いは親族知人或いは又疎開の荷物等もあつた者もありまゝですが、そのために種々更生の資料もありまゝするけれども、それでも一年の免税があつたのであります。引揚者には知人も少く信用も薄く氣息奄奄漸く業務を見つけて着手し、その成果も挙つていないうちに直ちに税金に取上げられてしまふということ、これは誠に残酷である。これは少くとも着手一ヶ年は全部免税とすべきであります。本決議案が御賛成を得た後には、直ちに單獨法として立法の意思を有しておるのであります。次に住宅対策を積極的に実行すべき点であります。が、先ず／＼住宅を與えなければ人間生活というものは決して成立つものではないありません。引揚者にはみづから建てる力はありません。閑居が建てる大きな立派な家を見て如何に憤慨しておるか想像を絶するものがあるのであります。他人の家の座敷や縁の端の小屋で多數の家族を擁しながら同居して日々立退きを強要せられつゝも、行く先がなくて涙を吞んでいる引揚者が幾万あります。政府は今年度五十万戸

を建築すると言いますが、別の予算が取れなければ、このうち二十万戸は引揚者に優先せしめる考えがあるかどうか。在外資産の合理的処理問題、軍事郵便貯金の拂出の緩和、又在外公館への借上金の拂戻し問題等いつになつたら解決するか、政府は何かというところ、調和會議まで何事もできないうちに言つておるけれども、最近のように調和會議が解決しなかつても、民間貿易さえ、又民間人の海外渡航さえできるやうになつたではありませんか。できんというのは毎さういふのではない。できるやうに本當に熱のある努力を拂わなければならぬ。内地におつた者は個人の財産などは没收に遭わなかつた。併し外地におつた者はあらゆる財産は没收に遭ひ、又損害、又は没去り、か弱い子供を殺し、散々た憂目を見て、命から／＼還つて来て、同胞の懷に入つたかと思へば、その懷は極めて冷たく、顧みる者もない、唯に慰めてよろしいのでございませうか。ここに國民を代表する議會があるのではありませんか。戦争は損なものの結果を招来することは民主主義の徹底を促す上において根本理念でありませう。併しながら遺家族、留守家族などが如何に忍び泣きに泣いておるか、誰がその涙を試つてやるか、これを慰めてやるか、果してこれで宜しいのか、せめて食つて行けるだけには誰が何といつても絶対政府並びに我々の責任である

思うのであります。ただ生活保護法の金では食つて行けないのであります。然るにこの方面に対する施策は極めて消極的で、何ら見るべき援護の策が等がついていないのであります。のみならず他等に生きて行くところの方策さえ與へずして置いて、却つて一面内地の一部の閑ぶくれの浮浪な生活を見せつけられて、インフレの波にもまれて生死の境を彷徨し、中には思想上甚だ陰鬱の度を増しつつあるのでござい

又現在國民の大多数はみずからの保身術に憂身をやつしておりますので、他を顧みない。如何に引揚者が苦悩に喘いでおりまして、関係のない者は誰も本気で援護しない。政府が消極的な生活保護法一本で行かんとし

て、何ら生産方面に直結せしめる積極方策を採つていない。かの生活保護法は大部分これは生活の能力のない、食えない者を救助する建前の資金であります。我々の要するところは生活要保護者に轉落せしめることではない。私は自分のことを申上げると甚だ如何と思ひますが、私は引揚者ではないが、終列車などに駅頭で夜中迷つておられる哀れな引揚者を見て、これではいかんと思ひまして、同胞愛に駆られて、一昨年引揚者の憩の家、民生館を建築して、建設費は約百万円余であります。二百二十年、三十歳、三十五歳

族、百十五人を無料で收容して住居の安定を與えております。一面授産場を併設いたしまして、副収入を得せしめるようにいたしております。政府もこの非常時危機を乗り切るためには相當苦心して努力はしておられますが、ただ当面の問題に忙殺せられて存存今日に至つておるが、昨今企業整備、統制の強化などのために闇ブローカーは縮出しを食い、潜在しておつたところの失業問題が漸く表面に本格化するに至りました。他面物資の不足と、インフレの昂進等によつて引揚者の困窮は一層目も当てられぬ悲惨な状態に陥つておるのでござい

若し政府の力が足らずしてかかる人の特別な不公平なる犠牲においてのみ新日本を建設なさんとするなれば、それは新憲法のいわゆる民主主義の名に恥ずべき存在であると思ひるのでござい

しめてその能力を利用し、生産に協力せしめ、一面就職の機会を作らしめるような処置を取るなども考慮すべきであると思ひのであります。この六百万の有爲な同胞を活用して、再建日本の生産に直結せしめる方策こそ、政府が執るべき最大喫緊の活きた政治であると思ひのであります。(拍手) 引揚者全世帯の数は約百三十万戸と称せられておりますが、その六〇〇、いわゆる七十八万戸は、どうしてもみずから何かして食わねばならない仲間でございます。然るに過去において生業資金として貸付けられた金額は、二十一年度においては十億圓、二十二年度にお

きましては六億六千六百万圓で、この内には内地戦災者八万戸も含まれております。貸付を希望しておるところの者は、現在まだ三十三六万世帯ある見込であります。ろくに貸して貰えないために、又なかなか手続が面倒だから、疲れ果てて申込まない者も沢山ござい

融資を活用する途を開いたが、尙微々たるもので、二十二年度において一億二千四百万、二十三年一四半期において一億四千万だけ見込まれております。これだけの復金の融資方面を見ますと、御承知の通り、一会社に数十億圓を融資しております。この何百万の引揚者に僅か一億、二億の融資では、本末顛倒も甚だしいと言わねばなりません。(その通り)と呼ぶ者あり。政府は今年度予算は三千九百九十九億圓と申しております。その莫大なる予算の中に、引揚者の更生のために、その生業資金として三十億圓ぐらゐは最小限度計上すべきであります。(拍手) それさえ見積つてないならば、政府の引揚対策の熱意は、ただ口先ばかりで、口頭禪との非難を受けてもいたし方のないものと思ひのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。これに対する政府の実際的な方策は如何。(厚生大臣よく聴くべし)と呼ぶ者あり。又吉米地官房長官は、軍公利拂一年停止により浮き出る筈の二十余億の金を引揚者、災害者の救助方面に振向ける考えであると言明せられて、誠に近來にない意義のある賢明なる処置と共鳴を感ずる次第であります。その通り実行するか。と呼ぶ者あり。何程振向けられるか、未だ軍公問題が決定していないから、今日言明ができないのは尤もであるが、十分これらに振向けられんことを今から要請しておきます。

政府は引揚対策について相當考慮しておるといふように言われるが、實際検討して見ると、その實際的支出面におきましては誠に消極的であつて、只今申上げた通りでございます。ここに本院の決議を以て政府に要請するゆゑんであります。願わくば御賛成あらんことをお願いいたしまして、提案の理由をいたします。(拍手)

〔村土義一君登壇、拍手〕
○村土義一君 上程せられました決議案につきまして、簡単に所信を申述べたいと存じます。
我が國の民主革命は、新憲法の實施によりまして、その基礎が作られたのであります。これを完成するにつ

委員会は當ておられたのであります。第二回の國會におきましても、本委員会は重ねて設置せられまして、その努力の結果が今日の決議案として上程せらるに至りましたことは、誠に当然のことであると信ずるのであります。(拍手)國家の最高機關たる國會としましては、その權威を保持するゆえんでもあり、又國家としましては、民主革命の基礎條件を満足せしむるものであると信ずるのであります。元來この決議案は、戰爭犠牲者の均分化の根本理念に立つておるものであると思ふのであります。(拍手)新日本は人民の人權を保障する、その平等無差別の待遇をするということを根本原則としておりますることは、多くを申上げる必要がありませんが、この原則はもとより正しいものではありまするが、併し本國に何等の害の及ぶことなく、又基礎も持たない丸裸体の引揚同胞に對しましては、結果から見まして、甚だ冷酷な待遇であると言ひ得るのであります。平等無差別の待遇は、引揚同胞に對しましては、差別不平等待遇を與えた結果になりざるを得ないのであります。國內の人民と引揚同胞とを比較して見ますと、全く比較にならないハンディキャップがそこにあるのであります。このハンディキャップを認めずして、形式的にすべてを同列に待遇して來たために、実は引揚同胞に對して、國家は實質的に著しい不平等差別

待遇をして來たというところが實情であり、現実であると思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。特殊の施策を絶対に必要とする引揚同胞に對しまして、何等特別の施策が講ぜられない、國內の人民と同様の待遇しか與えられなかつたために、無一物の引揚同胞の間には、限りなき悲慘事がそこに発生したのであります。又言ひに忍びざる行動が行われつつあるのであります。本決議案に列記せられてあります各項目は、いずれも最後処理施策の一環として、極めて適切緊要なる措置であるのであります。正に民主新日本の支柱たるべきものであると信ずるのであります。(拍手)私はここに本決議案の重大なる意義を確認して、本決議案が直ちに最大の努力を以て現実の政治の上に實現せらるべきことを強調して止まない者であります。(拍手)最後に芦田總理大臣は特にその施政演説において言明せられました、この引揚同胞の援護につきまして、政府が如何なる構想を以て實現せんとしておられるかにつきまして、この際その所信を質したいと思ふのであります。(芦田總理はおらんじやないか)と呼ぶ者あり。同時に内閣が本決議案を重視して、國會と共に速かにこれが實現に邁進せられんことを要望してやまない次第であります。綠風會を代表しまして簡單に所信を述べて、本決議に賛成する次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 中西功君。

(中西功君登壇、拍手)

○中西功君 私たち共産黨は、本決議案に賛意を表したいと思ひます。この海外同胞或いは軍人達の引揚促進につきましては、本議院或いは衆議院におきまして度々引揚促進の決議はなされたわけでありまして、引揚者の援護対策について決議がなされたのは、今度初めてだと私は記憶しております。そういう意味において特に私は賛意を表したいと思ふのであります。

從來から我々共産黨は、單に引揚促進だけではなくして、この引揚者の援護対策について非常に大きな関心を示し、積極的に働いて來ましたのであります。併し或る場合には、そういうふうに廣い意味の受入態勢ができていないというのを我々が強調すると、あたかも引揚促進を希つていないかのような言説がなされたのであります。

併し實際にこの引揚者の援護対策がなつていないということは、もうすでに皆様のよく御存じのところでありまして、第一回國會において私達は前松厚生大臣に對して、そういう意味の受入態勢ができていないということを追求したときに、政府は、できておりますと、はつきりと我々にかみついたのであります。併し現にそういう言葉が騙であつたということが、今日のこの決議案の提出によつてはつきりし

たと私は思ふのであります。この内容につきましても、いろ／＼私達は具體的に要求を持っております。時間がありませんので具體的には申しませんが、この決議案が出たことについては我々は勿論賛成であります。併し問題は、單にこれを決議案として終らしてはならないということでありまして、(そうだと)と呼ぶ者あり。先日来ここに

おきましても、政府がこの問題について熱意を欠くということについては、議員諸公の賛意を得るような雰囲気でありまして、今日日本の権力、何事をもなす権力を持つてゐるのはこの國會であります。若しこの決議案に對して、各党が本當に賛意を表されるならば、我々は即日にもこれを法律案にして、そうして實際に政府をして施行させることができると思ふのであります。(拍手)

若し眞に各党が本當に熱意を持つてゐるならば、例えば生業資金を、七千円ではなくして五万円にしなければならぬ、こういう本當の氣持があるならば、私はこの國會自身がそれをなし得ると思ふのであります。政府を責めるのではなく、政府にやらせることができると思ふのであります。若し皆様の熱意が本當ならば私はそうして頂きたい、こう思ふのであります。

今一つの問題は、これは引揚者が特別に差別待遇を受けておるといふ問題がありました。勿論引揚者自身とい

たしましても、特別な地位を要求しておるわけでは全然ないと思ふのであります。そして又この引揚者の問題も全體の問題、或いは全體労働者の問題と不可分でありまして、(そうだと)と呼ぶ者あり。若し日本の労働大衆の生活を健康にし、安定したものにして得ないようなことでは、どうしても引揚者の問題も本當には処理し得ないというのを私は信じておると思ひます。決して引揚者の問題だけが特別ではない。又そういう見地から考えましても引揚者の問題は、引揚者の人々もその他の労働大衆と共に進んで行つて、初めてこの問題が円満に解決できると思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり。最近引揚者團體の一部の幹部についてとかく噂があります。私は引揚者の諸君がこういう問題をも完全に拂拭して、本當にあらゆる点で明朗な團體となつて十分にこの本來の趣旨を貫徹されるよう私達は望みたいのであります。

以上簡單ではありますが、いろ／＼具體的に對して我々共産黨はつきり要求を持つておりますが、時間がありませんのでそれは述べられませんが、以上を以て、私は我々共産黨のこの決議案に賛成する言葉としたいと思ふのであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 松野喜内君。

(松野喜内君登壇、拍手)

○松野喜内君 私は民主自由黨を代表

して本決議案に賛意を表する者であります。

顧みまするに、引揚同胞に對しては、第一回の國會におきまして特別委員會が設けられ、又議員が賛成してまで同胞救護議員連盟を設置され、院の内外に呼び掛けられて、以て官民協力を得た次第であります。

想い起す昨年八月十五日には、本議場におきまして感謝の決議と共に、殘留同胞七十萬の引揚促進を懇請いたしました次第でありました。特に連合國各位の絶大な御同情御配意によりまして、引揚完了するまでは毎月十六萬人を輸送し得る船腹を提供するの用意がある旨のニュースを聞くに及びまして、誰か感激感謝の意を表せずにはおりまじようか。すでに去る五日より続々帰還者を迎え、駅頭相抱いて泣く者、絶えて久しい親子が、夫婦が對面、ただ嬉し涙にむせぶの光景であります。

私は民生委員の一人といいたしまして、引揚者に対するで得る限りの救護を盡させて頂きましたが、歸國して失望阻害の方を見るにつけても、太平洋の底に沈んで引揚げようもない者のあることまで、実は私の実子もその一人であります。ということなどを申し上げて且つ勵まし、且つ元氣を出して頂くべく更生の途の御相談に應じたこととでありました。多數の帰還者の受入態勢の用意はなかく意のごとくならず、容易ならぬものがあるのであります。

すことを常に痛感しておる者であります。が、この点は國會も政府も更に一段の努力を必要と信ずるものであります。

各地引揚者大会におきましては、決して聞けない場面、夫よ、父よ、との待つ身の心境を語る言葉、切実な文句、幾度かハンカチを目に当てたこととでありました。恐らく全議員同僚各位におかれましては、私以上のお感じであつたこととありまじよう。各地引揚の部落を訪れて見ると、中には自立独行、けなげな働きを見せて下さつてゐる場面があるかと見れば、借入れた生業資金を以て共同出資とし、共同の工場を設け、共同の炊事場や、風呂場や、学校までも設け、公選による役員選挙、自製による製品の検査、生産高拂いによる見上げた好成绩の経営振りをしておる所もある次第であります。私は民生に、企業に勇氣づけただけの努力を一段と拂ねばならんと感じておる者であります。

かかる情勢下におきまして、本議院が更に今回の積極的の対策に係わる六項目、引揚同胞対策審議會の設置と言ひ、引揚者の一ヶ年免税と言ひ、住宅の心配、留守遺家族に對する援助、特に企業に對する助力更生対策、在外資金の喪失、幾年努力の結果たる資産をなくした、こういふことに思いをいたしての対策、生産資金を格別に重要な政策とせね

ばならんといった氣持、かかる折柄、私はここに最後に強く申して見たいのは、過ぐる二十一年一月二十二日に、

時しも青田内閣、石橋蔵相の提案による閣議の決定を見たあの引揚者に對する貸出予算は、実に百五十億円であつたと記憶しております。(拍手)翌二十二年一月には、それが百億圓に減ぜられ、その実施を見ない中に総選挙となり、片山内閣に移り、現内閣へ移つた次第であります。この内閣におきましては、十九億圓を貸出されたのみだと聞いております。而して今後貸出予算は、僅かに五億圓を計上せられるのを見ては、そも何たることであるか、遺恨千萬、かくては引揚者は到底立ち上ることができない。こういつた残念さを強く痛感するものであります。(拍手)我々は生業資金の貸出において、できるだけ努力、万全の策を講ぜねばならんといふことを強調いたし、これに對して政府は如何に考えておるかといふことを質したのであります。我々は國會の使命として、政府を鞭撻激勵し、同胞心を一にして助け合ねばならん、更生の実を挙げねばならん。人類愛の精神を以て、この決議案に對し、私は満腔の賛意を表する者であります。(拍手)

○議長松平恒雄君 紅露みつ君。

「紅露みつ君登壇、拍手」

○紅露みつ君 私は只今上程されました決議案に對して、民主党を代表いた

しまして賛成の意を表する者であります。

終戦後四ヶ年、戦争犠牲者に對する社會の関心は漸く薄らぐといつたしております。時、去る五月六日に、ソ連地區から本年度引揚の第一船を迎えまして以來、引揚は継続され、埠頭に、駅頭に、夢寐にも忘れ得なかつた夫婦、親子、兄弟が、帰還の喜びに相擁して嬉し涙に咽び合ふ劇的な情景を展開いたしました。今更のごとく世人に深い感動を與えております。

終戦以來、今日までに引揚げました者五百八十餘萬、それに現在の未帰還者を加へまして、実に六百五十餘萬に及ぶ同胞を全部本年中に引揚する予定でございます。従ひまして、これが対策も極めて大規模にして、廣範圍なものが用意されなければならない筈であります。(拍手)もとより政府におかれましては、各般に亘りこれが対策を講ぜられつつありますが、併し今日に及んで本決議案が提出されなければならないといひますが、これは、この間の消息を物語るものとして聊か遺憾に存する次第であります。(拍手)

結論といたしまして、戦争による犠牲は國民全体がこれを公平に負うべきものであると信じます。(拍手)この意味におきまして、私共國民は朝野を問わず、一致協力いたしまして、引揚者並びに遺家族、留守家族の人々を擁護して上げなければならない國民的義務

があると考えるものであります。

私は婦人面よりいたしまして、遺家族、留守家族につきましては、或る程度材料を以て皆様に訴へ申し上げたいと存じておつたのでございますが、非常に時間が短縮されました。意を盡さないのを遺憾と存じます。私は左の要項を政府にいたしたいと存ずるのでございます。

・先ず第一に母子寮、育児院等の社會施設を拡大強化すること、尙未復員給與法を、これを現地に於いて主人が徴用せられました留守家族に對しては適用されるべきこと、(賛成)と呼ぶ者あり、拍手)もう一点は市街金の問題でございますが、終戦後貨幣価値の低下いたしておりますことはここに喋々する必要のないところでございます。が、やはりこれは戦時中と同じ額の五百八十圓が支給されてゐるのでございまして、これは余りにも非常識の感なきを得ないと思ひまして(拍手)よつてこれを増額するといふ希望でございます。

大体以上でございますが、併しなからわが國經濟の現状におきまして、いづれも予算を伴いますこれらの問題が、その実現に困難を伴いますことは十分察知し得るところでございます。が、何とぞ政府におかれましては、特に一層の熱意を傾けられ、又議員各位におかれましては、國民代表の名において是非とも積極的な御協力を賜わ

り、これらの施策が速かに実現されまして、引揚者並びに遺家族、留守家族の方々が、一日も早く再起更生せられんことを心から祈念いたしまして、私の賛成意見を結びます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 木下源吾君。

〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 私は「野党頭振れよ」と呼ぶ者あり。日本社会党を代表いたしまして、上掲されておる決議案に賛成をいたすものであります。併しながらこれが単なる決議として終るのでなく、直ちにこれが成果を結ぶ上において、短時間でありまが、政府に所信を質し、且つ要望したい数点を申し上げたいと思ふのであります。

それは、当面の引揚に対する無縁故者に関する問題であります。この無縁故者は、一昨年は、全部北海道にこれを收容しております。昨年度は、北海道に七割、東北に三割の割合を以て收容しておつたのであります。その数が、北海道は三万九百余人、東北は一万二千五百名という割合になつておつたのであります。で今年度、然らば收容の余力はいくらあつて、どういふように收容人員を割当ておるかとお申しますれば、奥に二十万の樺太方面の引揚に対する五三割が無縁故であると推定せられるのであります。その数は概算十万余名であります。これを今年度、北海道に七〇、東北三〇割の割合で收容するとならば、北海道

は七万四千二百、東北各縣は四万八千となるのであります。この收容余力は現在東北は八千六百六十六人、北海道は二千八百四十八人分よりの收容余力しかないものでございます。而も引揚者は漸々と上陸をして、今正に收容の最中でありまが、ここで申上げるまでもなく、これら無縁故者の收容の住宅というものが、緊急な問題に上程されなければならぬ。この点について北海道で、今全額國庫負担で二万四千戸の建築を要しておるのでありますけれども、これは政府はこの要望に対して應えることができるかどうか。この要望が應えられないとするならば、北海道はこの無縁故者を收容することができない。従つて慘憺たる状況を呈することは火を見るより明らかであります。現に北海道においては、外地の引揚者は三十七万、戸数にして九万戸を現在擁しておるのでありますけれども、殆んど無縁故先や知人の許におつても、その三割、三分の一の三万戸ぐらゐは、早急に住宅を求めなければならぬ実情である。北海道としては、これ以上の者を入れる余地は絶対ない。かように申しておるのであります。

次に、この住宅を建設するに當つてもです。北海道の地域的特殊性に鑑みまして、一人当り二年は絶対に必要であるといふこと、尙又これが建築をなすといふ場合においても、補助金、建

築資材は、必ず六月の十五日、来る六月十五日限り、現金と現物が交付される措置を講じなかつたならば、本年度の建築に間に合わないといふことを明記して頂きたい。(拍手)

又食糧と燃料の点であります。が、北海道の運配、分配は昨年度において、有名なものでありまして、今年度といへども、諸種の事情で、決して樂觀を許さないものでありまして、この時に當つて、多数の引揚者が、今般到して参ります。が、これらの引揚者に、食糧を事欠かさなために、直ちに政府は、その枠を決定して、万全の処置を講ずべきであると考えるのであります。(拍手)又北海道においては、一冬を越すには、どうしても石炭が戸当り二トント半が要ります。現在その一トント半五割といつたとしても、これが相当の金額に上るのであります。が、炭價の大幅引上げが目録の間に追つてゐる今日、どうして一体引揚者がこの金を賄ふことができましようか。夏のうちにこれら石炭を用意しなければならぬ。而も金がなし。これは到底これら引揚者を救ふゆゑんのもではない。よろしく國庫の負担において、これら燃料を支弁する覚悟があるかどうかを、私は政府に要望したいのであります。(拍手)

又昨年我々が同様と共に、北海道の引揚状況を見ましたが、板敷の上に、あの寒空に蒲團もなく破れストローを

抱いて住まつてゐる。あの実情から見まして、今度こそはです、どうあつても一人前に疊の二疊ぐらゐは、蒲團の一枚ぐらゐは、ストロー等の用意もしなければならぬと考えますが、預めなことでありまが、政府において、この用意を直ちに行なうといふ御意思があるかどうか。

その他、地方公共団体における財政上の負担に対する措置、並びに現在就農を希望しておる多数の者が待機中であり、更に今後の引揚者が、何をなさなければならぬか等々の問題については、政府の無策を極端に暴露しておることを我々はこの決議案を生かすために、政府の御自身の渾身の努力を以て、これが実現を望む者であります。

以上簡單であります。が、これに賛意を表する者であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 池田恒雄君。

〔池田恒雄君登壇、拍手〕

○池田恒雄君 我、無所屬懇談会を代表いたしました。この決議案に対して、賛成の意を表します。

戦争はすべての國民にとつて悲劇であつたことは言までもありません。が、在外同胞引揚者は、更に深刻なる悲劇の中の人々であると思ふのであります。すべての國民、又政府もこの悲劇の中の人々に、同情を寄せているといふことも事実であります。私はこの意義ある決議案を議決するに當りまして、國民も、國會も、政府も、同情

を垂れた積極的な態度を以て、「(そらだ)と呼ぶ者あり」引揚同胞に對策をしなければならぬと、こう考えるのであります。(拍手)

終戦以來ここに三年、連合軍當局の絶大なる同情によつて、在外地域より、一百万の同胞が引揚げて来ております。又引揚げつつあります。そのことは、我々齊しく感謝するところでありまが、然るにも拘わらず、今日復讐として祖國の土を踏み、引揚の日を喜んだ人々が、その生活の不幸なるが故に、失業とインフレーションの渦巻く苛烈な社会の、より不健全なる側面より不健全なる側面へと追い込まれつつあるといふ傾向を見なければならぬのであります。

今日多くの引揚者が、希望の薄い運命に追われつつあるといふことは、ただひとり引揚者諸君の不幸であるといふだけでなく、我々日本國民の不幸ではないかと私は考えておるのであります。「(そらだ)と呼ぶ者あり」我々は今靜かに内省して見まして氣の付くことは、我々日本人は國際的休戦に乏しいといふことでもあります。國際義に欠けておるということでもあります。これに對しまして、私は海外から引揚げて来るところの同胞の諸君は、そういう我々の欠けたものを身に著けておるといふことは事実であります。「(そらだ)と呼ぶ者あり」私は利根川と鬼怒川の交流点を、遊水地帯を開墾しておる

ところの満州引揚者の開拓組合を知つておるのであります。この組合の人々は、勿論衣類はいわゆる着たきり雀であります。住居は藁小屋の中に毛布一枚の生活であります。「いも」や、雑穀や、野菜を塩と一緒に食べております。見るからに苦しい欠乏生活であります。それが、それにも拘わらず、この人々の部落組織の礎には、近代的设计が見られております。開拓の方法、耕種の技術という点においても、極めて進的な方法が取られております。足袋を履いておらないところのこの開拓者の人々は、自分が足袋を履いていなくとも、ブラウとか、カルチベーターといったような近代的な農具を数台用意しております。又製の中にもぐつて豚同然の生活をしておる人々でありますけれども、数頭の牛、数頭の馬を用意しておる。而もこの馬のために聴診器、その他の医療器具を用意し、且つ薬剤を用意しておるのであります。而もこの組合に属する四十戸、百数十名の人々は、困苦欠乏の中にありながら、近代的農場建設のために極めて遅しいところの労働をしておるのであります。(拍手)私は國際的な日本建設のために、引揚者によるところの多種多様の國際的教養や、國際的体験というものは、尊いものであると考えるのであります。ここに私は引揚者諸君に対するところの積極的な期待と希望とを持つておるのであります。

引揚者に関する対策というものは、引揚者を場末の方へ、場末の方へと追いやることではないと考へます。そしてその場末において苦悶をしておるその姿に対して、同情を寄せ、山の手の方面から救援の手を差延べるといふことではないと考へるのであります。(その通り)「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手。私はそのようなことが引揚者に対する対策であるとするならば、そのことは連合軍当局の折角の好意というものに對して報いるところの途でもないかと考へるのであります。(拍手)私はこの決議案に賛成をいたします。更にこの決議案を有意義ならしめるために、特に政府に對して積極的な対策を要望いたしたいのであります。それは引揚者に対して文明史的役割を自覚させること、國際日本建設の先驅的な使命と希望を與へること、政治とか、産業とか、農藝文化といったところの、國家再建のための重要な部門の總ての門戸を開放するということ、そしてこの引揚者諸君が、その持つておるところの國際的体験、國際的教養といふものを養へることなく、ポツダム宣言履行の大道を堂々と堅実に進み得るようになることと考へます。このような引揚者のための環境が、政府自身の力によつて與へられなければならない、こう考へるのであります。私の言うことは極めて抽象的に終るものであります、私はこの決議

案が、政府自身の力によつて、引揚者諸君に對し、このような環境を強く推進されるということによつて、初めて有意義になるものであると思ふのであります。而も私は今までの政府のいろ／＼なやり方を見まして、この際強く意思を表明して置きたいことがあるのであります。私は沢山の引揚者を家族に持つておるところの農民の代表といたしまして、特に言いたことは、引揚者というものは決して乞食ではないということと考へます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)引揚者というものは敗戦者ではないといふことと考へます。(乞食ではないぞ)と呼ぶ者あり。引揚者というものは、戦争の犠牲者であつても、断じて敗戦者ではない。敗戦者とは日本が軍國主義者であるということと考へます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)引揚者に対するところの対策は、この基点より出発しなければならぬと思ふのであります。(拍手) ○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告を終りました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。(中平常太郎君、大臣のこれに対する答弁、施策の点を願ひます)と

呼ぶ。 ○議長(松平恒雄君) もう少しお待ちを願ひます。これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請ひます。 (総員起立) ○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。(拍手) よつて本案は全会一致を以て可決せられました。只今の決議に對し、内閣総理大臣、厚生大臣より發言を求められました。竹田厚生大臣。 (國務大臣竹田一君、登壇、拍手) (総理大臣はどうした)と呼ぶ者あり。 ○議長(松平恒雄君) 後から……。 (「三千万ある。引揚関係者三千万」と呼ぶ者あり) ○國務大臣(竹田一君) 只今の御決議の御趣旨には、誠に同感を禁じ得んものがござります。申すまでもなく、終戦當時約六百六十万を超えました外地在留邦人の引揚補給は、我が國の直面いたしました一大課題でありまして、これが一日も早く速かに完了いたしますことは、全國民の夢つて念願とすると考へます。又念願であります。昨年末におきまして、ともかくもソ連地区を除く他地域の引揚は一應の完了の運びに至つておるのであります。引揚がこれまで進捗いたしましたことは、ひとえに連合國當局の絶大なる御支援の賜と、深く感謝いたしております。併しながら終戦後三年になん／＼とし

て、尙六十五万を超える多数同胞が海外に残留いたしておりますことは、諸君の述べられたごとく、甚だ遺憾に存するところであります。留守家族の方々の御心痛を思ひますとき、誠に心からなる御同情に堪えません。政府におきましては、是が非でも引揚全數を今年一ぱいに完了せしめたいと、固く決意をいたしております。今後とも引揚促進につきましては、關係方面とも密接な連絡を保ち、全力を傾倒いたして参るつもりであります。引揚同胞の國內定着後の更生補導は、政府の絶えざる關心事でござります。從來とも引揚者の更生援護を爲るために、關係各省と協力をいたしまして、就職の優先的斡旋、歸農入植の便宜供與、住宅の供給、生業資金の貸付、その他の融資による生業の確保、生業保護法の積極的活用による困窮者の保護等、各般の対策を講じて來たつもりであります。今後とも引揚者の特殊事情を十分考慮いたし、只今の御決議に盛られました要請に應じて、万全の措置を講ずる所存でございます。 尙中平、木下、御両君のお話のありましたごとく、陣太引揚者の中には無縁故者が予想以上に多きに上つておりますので、これが受入保護に遺憾のないように、急速に対策を講じたいと思つております。ただ急速に具現いたしますためには、財政、物質、その他の

上にある。陳善とすることが考えられまして、なか／＼容易ならざることでありまして、御説の通り、この問題は我が國にいたしましては、是非とも万難を排して実現して行かなければならぬ事柄であると思ひます。私といたしましては、総理を初め閣僚の御協力を得て、是非ともこれが実現に邁進したいと思つております。

尙政府といたしましては、以上申述べました通り、決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、引揚者につき万全を期する所存であります。同時に國民諸君におかれましては温かい同胞愛を以て、引揚者の更生を積極的に御援助下さるよう、切にお願いいたしたいと思ひます。

以上御決議に應えまして、聊か所信を披瀝いたしました次第であります。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 吉田内閣総理大臣。

(國務大臣吉田均君登壇、拍手)

○國務大臣(吉田均君) 只今引揚同胞対策の決議案を拜承いたしました。参議院のこの問題に対する御意見の存するところ、その懸念の程は篤と拜承いたしました。政府は全力を挙げてこの決議の趣旨に副うごとく努力いたす決心であります。

(今まではやつておらんぞ)と呼ぶ者あり)

私は引揚同胞の問題が始まつた當時から、責任ある國務大臣としてこの問題を取扱つて来た体験を持つておるものであります。これが対策に対する困難がどこにあるかということも、多少自分の体験より承知いたしておるつもりであります。従つてこの内閣においても、極力これらの難関を克服することに努力いたしたいと思ひます。政府の意のあるところを申述べて、今後の施策に全力を挙げることをここに声明いたします次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第二、海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長、吉川末次郎君。

報告書

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十四日

治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中井 光次 岡本 愛祐

小野 哲 柏木 庫治
阿竹齊次郎 大隅 憲二
黒川 武雄 鈴木 直人
青山 正一

要領書

一、委員会の決定の理由

海上保安廳の設置に伴い、必要なる法令の改正を行うは必要であつて、本法律案は適當なものと認る。

二、事件の利害得失

この措置により、海上保安廳の業務を明確にすることができ。

三、費用

本法律案施行について、別に費用を要しない。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十一日

衆議院議長 松岡 均吉
衆議院議長松平恒雄殿

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案
海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案
第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう

うに改正する。

第百五十六條第五項中「航行施設、氣象官署、水路官署」を「氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」に改める。

第二條 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令(昭和二十二年政令第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五項から第七項までを創る。

附則

この法律は、海上保安廳法施行の日から、これを施行する。

(吉川末次郎君登壇、拍手)

○吉川末次郎君 只今議題となりました海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案につきまして、本委員会の審議経過並びに結果について御報告申し上げたいと存じます。

先ずこの法律案の内容といたしますところは、第一点は地方自治法第五十六條第五項に規定せられております、いわゆる地方出先機関設置に關しまして、國會の承認を要しないところの業務の項目というものを挙げておるのであります。その項目を更に追加せんとするものでございます。即ち先に成立いたしました海上保安廳法によ

りまして、海上保安廳は航路標識及び水路官署を統合することとなりまして、且つ巡視船の整備補給等の基地施設並びに通信施設を有することとなりましたので、この際本規定の整理の意味合いを兼ねまして、改正せんとするものであります。次に

その第二点といたしますところは、掃海及び旧海軍の艦船の保管に關するところの事務につきましては、先に連合國最高司令部官署に基きますところの第二復員局の解体に伴ひまして、いわゆるポツダム政令第三百二十五号により、運輸大臣の管理の下に運輸省の海運總局及び海運局の所管に關しておつたのでございますが、今回海上保安廳法によりまして、これらの事務というものは海上保安廳の所管となりましたので、ここに兩者の間の法律的調整の必要を生ずるに至つたのでございます。

以上が本法律案の趣旨内容であります。治安及び地方制度の常任委員会は、これが付託を受けましてより、慎重審議をいたしました結果、大体これを了承するところがあつたのでございます。更に討論採決いたしましたところ、全会一致本法律案は、これを可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます次第でございます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

【議員起立】

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

これにて今日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員
中西 功君 細川 嘉六君
西田 天香君 小川 友三君
廣瀬興兵衛君 藤田 芳雄君
千田 正君 栗山 良夫君
阿竹齊次郎君 岩間 正男君
星野 芳樹君 池田 恒雄君
竹下 豊次君 赤木 正雄君
尾崎 行雄君 木下 辰雄君
宮城タマヨ君 高瀬莊太郎君
江崎 哲翁君 宿谷 榮一君
久松 定武君 加賀 操君
中川 以良君 小野 哲君
河野 正夫君 新谷寅三郎君
伊達源一郎君 松村眞一郎君
姫井 伊介君 小宮山常吉君

寺尾 博君 飯田精太郎君
結城 安次君 小杉 イキ君
藤野 繁雄君 米倉 龍也君
梅原 眞雄君 田村 文吉君
野田 俊作君 柏木 庫治君
岡部 常君 岩男 仁藏君
鹽田眞六郎君 岡村文四郎君
奥むめお君 青山 正一君
北條 秀一君 徳川 宗敬君
矢野 西雄君 山本 勇造君
三島 通陽君 岡本 愛助君
玉置吉之丞君 真浦 庄治君
村上 義一君 補見 義男君
下條 康廣君 山下 鶴信君
河井 彌八君 中村 正雄君
千葉 信君 山田 清次君
中平常太郎君 山田 節男君
梅津 錦一君 堀 眞琴君
松下松治郎君 丹羽 五郎君
赤松 常子君 河崎 ナツ君
藤井 新一君 三木 治朗君
大島農夫雄君 田中 利勝君
木下 源吾君 原口忠次郎君
宇都宮 登君 井上なつゑ君
鈴木 憲一君 羽生 三七君
小川 久義君 岩本 月洲君
九鬼紋十郎君 島 清君
若木 勝藏君 太田 健兄君
岡元 義人君 三好 始君
吉川末次郎君 天田 勝正君
田中 信義君 谷口彌三郎君
油井賢太郎君 石川 一衛君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君

平野善治郎君 入交 太藏君
田口政五郎君 紅露 みつ君
深川タマエ君 木内キヤウ君
門屋 盛一君 前之園喜一郎君
藤森 眞治君 淺井 一郎君
大島 定吉君 伊東 隆治君
鈴木 清一君 齋 武雄君
鬼丸 義實君 稻垣平太郎君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重藏君 林屋龜次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 北村 一男君
加藤常太郎君 西川 昌夫君
川村 松助君 池田宇右衛門君
淺岡 信夫君 堀 末治君
荒井 八郎君 西川基五郎君
大屋 晋三君 山田 佐一君
黒田 英雄君 草葉 隆圓君
石坂 豊一君 柴田 政次君
大野木秀次郎君 小林 英三君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 玉屋 喜章君
松嶋 喜作君 一松 政二君
深水 六郎君 平岡 市三君
尾形六郎兵衛君 小野 光洋君
岡 伊能君 中川 幸平君
重宗 雄三君 橋本萬右衛門君
城 義臣君 左藤 義雄君
水久保基作君 平沼彌太郎君
國務大臣
内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣
厚生大臣 竹田 儀一君

政府委員

内閣官房次長 福島慎太郎君
外務政務次官 伊東 隆治君
運輸政務次官 植竹 春彦君

五月二十一日議長において、左の通り議席を変更した。

一七八 栗栖 勉夫君
一七九 奥 圭一郎君

定價 一部 二四二十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三〇 印刷局
東京一九〇〇 圖書課